

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度 第2回枚方市退職手当審査会
開 催 日 時	平成25年 9月12日（木） 午後6時00分から 午後7時50分まで
開 催 場 所	別館4階 第4委員会室
出 席 者	会長：松葉委員、副会長：碩委員 委員：寺沢委員、土山委員、山本委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 退職手当の返納の適否について
提出された資料等の名 称	1. 会議次第 2. 聴聞における当事者側と行政庁側の主張内容についての論点整理 3. 市長に対する退職手当の支給に関する条例の適用関係について ①枚方市職員の退職手当に関する条例〔平成6年3月10日時点〕 ②市長等の退職手当に関する条例〔平成7年6月30日時点〕 ③枚方市職員の退職手当に関する条例〔平成7年6月30日時点〕 ④枚方市職員の退職手当に関する条例〔平成9年9月25日時点〕 ⑤市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例 ⑥市長等の退職手当に関する条例〔平成19年12月28日時点〕 ⑦枚方市職員の退職手当に関する条例〔平成22年3月11日時点〕 4. 条例制定・改正における提案理由説明及び質疑について
決 定 事 項	1. 第1回枚方市退職手当審査会の会議録及び配付資料の取り扱いについて 2. 不利益処分の根拠条項について 3. 不利益処分の原因となる事実の認定について
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	部分公表 枚方市情報公開条例第6条第1号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行う会議の会議録のため。
傍 聴 者 の 数	4人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	総務部 人材育成室 職員課

審 議 内 容

- 松葉会長 それではただいまから「平成 25 年度 第 2 回枚方市退職手当審査会」を開催いたします。では、審議に入ります前に、まず、定足数の確認について事務局から報告してください。
- 菊地課長 はい。本日は 5 名の委員にご出席いただいております、過半数を超えて定足数に達しており、会議は成立しています。以上でございます。
- 松葉会長 それではまず最初に、本審査会の公開・非公開についての確認をさせていただきたいと思っております。前回の審査会で基本的には本審査会は公開とするということで決めさせていただきました。ただし審議の内容によっては委員の活発な意見交換がしにくい場面、あるいは最終結論のような場面においては必要に応じて非公開とする、ということで確認しております。今回、現時点での公開については特に問題がないかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
- 一同 異議なし。
- 松葉会長 審議の過程において委員の方々から、ここから先は非公開でやりたいというご意見がありましたら、その時点でまた確認をさせていただきたいと思っております。では、公開ということで、傍聴を認めた状態で審査会を開いていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず次に審査会の会議録、資料の取り扱いについて確認をさせていただきたいと思っております。第 1 回の会議録につきましては審査会終了後、事務局から委員の皆様へ素案が送られ、発言等間違いがないか確認をお願いした経緯があります。それと当日配付資料の公表の取り扱いと言うことで、意見を事務局の方から求められていた、という経緯がございます。事務局の方からは会議録については概ね了解をいただいているという報告がありました。内容については確定をしておきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
- 一同 異議なし
- 松葉会長 では会議録の内容は確定といたします。次に会議録の公表ですけれども、この会議録の中で談合事件などの関係で個人名が多々出てくることがあるということで、これについては議事録としては残すが、公表のレベルでは個人名は伏字として公表する、としてはどうかという意見が、委員の方から出ております。これにつきましては、私としては、今後のこともありますので個人名については伏字で一貫して行きたい、まあ読む方が読めば解るのですが、と思うのですがそういう形で公表をして行きたいというふうに思います。特にご異議がなければそういうことでよろしいでしょうか。
- 一同 異議なし。
- 松葉会長 ではそういうことで確認をさせていただきます。次に前回の第 1 回審査会の資料の公表の取り扱いについてです。前回でも少し話をさせていただきましたが、中身の判断が出来ない最初から公表するのは難しいでしょうということ、事務局から説明を受けていろいろ読み込んでから検討しましょう、ということになって前回は保留となっております。この資料の扱いについては特にこの間、委員の皆さんからご意見はありませんでしたが、私としては第 1 回審査会資料の条例とか過去の市議会の資料であるとか、もうすでに公表されているものも入っておりますので前回の資料番号の①から⑥と⑧については特

に問題はないと思いますが、前回資料の⑦と⑨から⑭については、中身を細かく精査して判断が必要になると思っています。今日の追加の資料もありますし、私としては資料のレベルで一つ一つの判断を全てしていくというのは作業としても大変ですので、最終的な段階でまとめて判断をして公表やどの部分をどのように伏せて公表する等のことも含めて結論を出すということで審議会の一つ一つの段階で判断していくという作業は時間のロスも多いので保留をした状態で進めていく、というふうにしたらどうかと思っているのですがいかがでしょうか。

- 一同 異議なし。
- 松葉会長 では配付資料の関係について最終的な段階で公表についての判断をすることにさせていただきます。事務局はそういうをお願いします。それでは本日の審議に入りますが、まず、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。
- 平田課長代理 はい。資料の説明をさせていただく前に、配付資料の確認を行いたいと思います。1. 本日の会議次第 2. 聴聞における当事者側と行政庁側の主張内容についての論点整理 3. 市長に対する退職手当の支給に関する条例の適用関係について 4. 条例制定・改正における提案理由説明及び質疑について となっております。不備等ございませんでしょうか。なお、これらの資料につきましては、前回の審査会と同様に、傍聴者への配付につきましては、保留しています。今後、審査会におきまして公表の可否を判断していただき、それに基づき対応してまいりたいと考えております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。前回の審査会におきまして事務局（案）といたしまして、論点整理（案）として3点についてお示しさせていただきました。まず、論点1といたしまして「不利益処分の根拠条項について」、論点2といたしまして「不利益処分の原因となる事実の認定について」、論点3といたしまして「不利益処分における比例原則、行政裁量の範囲について」でございます。事務局といたしましては、当事者及び代理人に対しまして平成25年7月5日（金）に聴聞を実施いたしましたことを踏まえまして、お手元に配付しております「聴聞における当事者側と行政庁側の主張内容につきましても論点整理」といたしまして、それぞれの項目ごとにまとめさせていただき、聴聞の主宰者の意見につきましても提示させていただいたものになります。

次に「市長に対する退職手当の支給に関する条例の適用関係について」でございますが、市長等の退職手当につきましては、平成7年6月30日に「市長等の退職手当に関する条例」が制定されるまでは、枚方市職員の退職手当に関する条例により退職手当が支給されておりました。そのことを踏まえまして、前回の審査会でもご意見をいただきまして、その時点時点の「市長等の退職手当に関する条例」と「枚方市職員の退職手当に関する条例」でございます。

次に、「条例の制定・改正における提案理由説明及び質疑について」でございます。こちらにつきましても、前回の審査会の中で、条例の制定・改正時における市議会への提案や説明についてわかるものがあればとのことでしたので、その時点時点の市議会会議録をまとめさせていただいたものでございます。簡単ではございますが、以上が今回配付しております資料の説明でございます。会長よろしくをお願いします。

- 松葉会長 ありがとうございます。前回から事務局から3つの点について論点整理が提示されていますが、それ以外にこの間資料等を読んでいただいて、論点がもれている、あ

るいはこの点はどうだ、ということがありましたらご意見をいただきたいと思います。

○ 一同 意見なし

○ 松葉会長 では基本的にはよろしいでしょうか。3つの論点、1つ目は根拠となる条例の適用について、2つ目が事実関係が対応できる事実認定が違うのではないかという議論、3つ目が比例原則というか、仮にそういう事実があったとしても、2期と3期全体についての適用というのは問題ではないか、大雑把な言い方をしますとそういう3つの論点があるということになります。そういう理解でこの審議を進めていくということではよろしいでしょうか。

○ 一同 異議なし。

○ 松葉会長 ではその3つの論点ということで手続きの確認をして行きたいと思います。まず、論点整理についてもう一度、事務局の方から説明をお願いします。

○ 平田課長代理 はい。それでは、「聴聞における当事者側と行政庁側の主張についての論点整理」について説明させていただきます。配付しております「市長に対する退職手当の支給に関する条例の適用関係について」と合わせてご覧いただければと思います。

まず、「不利益処分の根拠条項について」につきまして説明させていただきます。当事者側の主張といたしましては、退職手当の返納の根拠となりうる法令が存在しないということですが。

市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例第3条は、施行日（平成19年8月21日）以降において、退職手当が支給された市長について、後に退職手当を返納させることができるというものであって、既に確定的支給された退職手当に対し不利益処分を遡及適用させることはできない。

市長等の退職手当に関する条例第6条は、平成19年12月28日に施行されたものであるから、不利益不遡及の原則により、施行前に確定的に支給された退職手当に遡及適用させることはできない。

市長等の退職手当に関する条例第4条が、枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3を準用すると解釈するためには、返納を求めるという重大な不利益を与えるものである以上、市長等の退職手当に関する条例第4条が、明示的に返納規定を準用していることが法令の予測可能、公平の観点から必要不可欠であるが、同4条は「退職手当の支給方法」についてのみ一般職の例を準用する定めにとどまり、返納規定が準用されると解することは、法令の予測可能性を害し、アンフェアであるとの主張でございます。

行政庁側の主張といたしましては、現在の市長の退職手当の返納に関しての根拠規定は、市長等の退職手当に関する条例第6条で、同条においては、「市長等に対する退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者に対する退職手当の全額を返納させることができる。」と規定しており、この規定が同条に設けられたのは、平成19年12月28日になります。

しかしながら、市長に対する返納に関する規定がなかったのではなく、平成7年に市長等の退職手当に関する条例が制定されるまでは、枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3の返納規定が、また、平成7年に市長等の退職手当に関する条例が制定されて以降、平成19年8月21日に市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例が制定されるま

での間は、市長等の退職手当に関する条例第4条において例によるとされていたものでございます。以上が当事者側と行政庁側の主張の内容でございます。

また、2013年9月6日付で本退職手当審査会宛に中司前市長の代理人から当該論点に関する「意見書」が提出されておりますのが、配付してよろしいですか。

- 松葉会長 はい。配付していただいて結構です。

～資料の配付～

- 松葉会長 事務局から説明があったように論点の概要があります。その上にこの9月6日付で意見書が出されています。少し見ていただいて、新たな論点として何か影響があるかどうかということも含めて見ていただければと思います。
- 松葉会長 私は事前に少し読ませていただいているのですが、要点は冒頭のところに書いてありますが、今問題となっている平成7年以降の条例の適用の範囲・内容について平成7年以前の市長等の退職手当に関しての取り扱いを参照して、返納規定まで準用するのではないという説明・主張をしておられる、という内容です。すこし事務局に確認なのですが、平成7年以前の特別退職手当というものと一般の退職手当の区別があったということをおっしゃりますが、それが事実かどうかということと、その平成7年以降はどうなったのか、ということをおっしゃって簡単に説明してもらえますか。
- 平田課長代理 はい、説明させていただきます。平成7年6月30日に「市長等の退職手当に関する条例」が制定されるまでは、市長の退職手当につきましては、退職時における特別職の給与月額に一般職の期間と特別職の期間を通算した在職期間に対して支給率を乗じて得た額を「一般職の退職手当」として退職時に支払い、その後、議会の議決を経て、特別退職手当を付加して支給しておりました。その時点におきましては、「一般職の退職手当」につきましては、返納規定がありましたが、議会の議決を経て支払う特別退職手当につきましては、返納規定はございませんでした。

しかしながら、条例制定されました平成7年の府下各市の状況が、一般職の期間は一般職の退職手当を支給し、特別職の期間は、任期ごとに特別職の退職手当を支給する方法が大勢であった状況を踏まえ、支給内容を特別職の退職日における給料の月額に在職月数を乗じて得た額に100分の50の割合を乗じて得た額とする、市長等の退職手当条例を別に制定したものでございます。支給割合は当時の府下の平均としております。

- 松葉会長 結論的にいうと平成7年までの特別退職手当というものと一般の退職手当の2本立ての形があった。一般の退職手当は退職月数とその退職月における給料月額に支給率を乗じて数字を出す。それとは別に議会で決議をした特別退職手当が加わるという。こういう2本立てであった、ということですね。それが平成7年以降は支給方法のルールがまったく別のルールになった、ということですね。私の読み方では、ひとつの解釈論ですが、その時にある条例の適用範囲をどう解釈するかというのが今の論点であるので、それに対する意見としてこの意見書の内容があるということですが、それを踏まえて、論点自体は新しい論点ということではなく、従前から当事者の方が言っておられる主張の補強としてこういう主張をしておられる、ということのようです。

ではそういうことで中身の議論に入りたいと思いますが、まず今の私の理解では平成7年以降、本件の当事者の方が刑事事件に問われた事実関係がある期間、後に事実関係のあるなしについて主張に対する検討はいたしますが、時期的に言うと平成11年から17年

ですから19年の改正以前の平成7年からの条例が当該行為時にあった条例ということになるかと思えます。当然、返納を命ずるような手続きですからその時にある条例を考慮して内容の有効性、適用されるかどうかを判断する、19年に全くなかったところに19年に突然出来た条例で遡って適用するというのは基本的にはおかしいというふうに、法律家として思っています。あくまでその11年から17年を含む平成7年以降19年までの間で有効であった条例の適用として今回の根拠になり得る、返納を命ずることが条例上可能かどうか、というのが第1の論点ということになります。

先ほど事務局が用意していただいた条例の資料で言いますと、平成7年6月30日以降に出来ている条例、この条例はそれまでの一般職の職員の例に従って手続きをするという趣旨でしか定めていない。その定め方の表現が、第12条の3が返納を命ずる条例ですが、論点のひとつとして「支給方法を定める」という表現で止まっている。返納という表現は直接条例上入っていない。だから適用範囲としては支給方法を定めただけで、返納は入っていないという主張がひとつありますが、そこをどう判断するかという問題。それから仮に適用があり、返納の規定も含まれているという判断をするとした場合に、一般職の条例の第12条の3の文言がそのまま適用されることになるのかどうか、そしてその内容がどういうふうに解釈されるべきなのか、という次の段階があります。順序としてまず、条文の形式、文言において返納という文言を直接引用していないという問題点について、どういうふうな判断をするかについてご意見をいただければと思います。文章としては、市長等の退職手当の支給方法については一般職員の例による、となっていて、ここにあって返納という言葉がないから適用がないのかどうかという議論になるかと思えます。

行政庁側の主張は、これは当然に含んでいる、市長等の条例にないものは全て一般職の条例が適用されるという趣旨で解釈すべきであり、当然返納に関する条項も対象に入っているという主張になっています。

- 寺沢委員 すみません。12条の2というのは平成9年に付け加えられたのでしょうか。確認したいのですが。
- 松葉委員 12条の2ではなくて12条の3ではないでしょうか。どこの条文をおっしゃっていますでしょうか。
- 寺沢委員 退職手当の返納の12条の2の規定は、この資料をみると平成9年の9月25日からの追加でしょうか。
- 堀川次長 12条の2が追加されたのは平成2年のことです。横長のA3の資料を見ただけで解ると思いますが、平成7年6月29日当時の部分に退職手当の返納12条の2という部分があります。この規定は平成2年の改正により追加されています。その後、12条の3と表現していますのは、平成9年9月29日をご覧くと解りますが、さらに退職手当支給の一時差し止めという規定が入りまして、その時に12条の3にずれています。こういう経過があります。当初は12条の2、その後に12条の3にずれています。
- 寺沢委員 わかりました。
- 松葉会長 この規定は平成7年からはあるという理解になります。
- 土山委員 確認してよろしいでしょうか。今の話ですと、返納の原因となっている事件が起こったのは平成11年であるので、それで見るとその直前の改正は平成9年9月25日、資料番号④の条例であって、その12条の3が事件の直近の規定ということによる

しいでしょうか。

- 松葉会長 そういふことですね。刑事事件として問題とされた行為が問題となっている期間というのは、平成9年時点で改正されている部分以降の19年までの間で起こった問題と理解する、ということになりますので、最終的には平成9年時点で有効な条例が適用されるかどうかという判断の論点です。

ご意見はどうでしょうか。まずその返納規定の適用はないのだというご主張があるわけです。「支給方法については」という議論です。客観的には平成7年以降ずっと一般職の方には返納規定の条文がある、という状態の中で、平成9年に市長の部分新しく条例として出来た。その中で、今のような退職手当の支給方法については一般職の職員の例による、ということで一般職に係る退職手当の条例を援用する形はとった。その表現が支給方法についてはという表現になっているということをもって、返納までは入っていないという議論になるかどうか。どうでしょうか。

- 土山委員 すみません。やはり一番問題になるのが資料番号②の市長等の退職手当に関する条例の部分で書いてある、「市長等の退職手当の支給方法については…」の支給方法が何を指すかという点、今会長がおっしゃられたように、そこをどう解釈するべきであるかと思ひまして、単純に読むと支給方法といった時に資料番号③をみてそれぞれの項目を辿っていきますと、趣旨があつて、退職手当の支給があつて、普通退職の場合の退職手当というのがあつて、というふうに事柄が規定されています。最初の趣旨には資料番号④の条例の趣旨としては、退職手当に関し必要な事項というふうに書いてある。必要な事項というのと支給の方法という言葉が指す内容に違いを求めるか、第4条の部分が、第2条に定めるものの他、市長等の退職手当に関し、それ以外のことについては一般職の職員の例による、という書き方であれば、そこはクリアになっていたと思ひますが、支給方法というのが何を指しているかあまり明確ではない、ただ読んでいるとその後に、実際には規定の中で退職手当の支給制限といったような具体的な事柄が書かれているので、資料番号④にある退職手当に係る条例自身が支給方法を定めている条例であると認められれば、資料番号②の市長等の退職手当に関する条例の規定でそのままいけるというふうな解釈が成り立つのではあると思ひますが、一般に支給方法として読んだ時には、手続的な規定であるとかそういう理解に止まるという解釈ができるのかなと思ひます。文言だけを追うと、そういうふうに感じます。

- 松葉会長 みなさんどうでしょうか。

- 土山委員 支給ということの中に反支給というか、行為の作用と反作用のような、両方含めて支給としてみると、返納も支給の一つの形態である反支給であると見ることは、自分としては見ることが出来るかなと思ひますが、支給方法と書いてあるところをどう理解するか、この条例自体が包括的に退職手当の支給方法を規定したものであると解すれば出来るかなと思ひのですが。

- 松葉会長 文言の解釈の仕方の問題、私が気になっているところは、資料番号②の市長等の退職手当に関する条例が、平成7年に出来る時点で既に返納等を規定した一般職の条例がある。そういう状態の中で、それまでは市長もそこに含まれたわけであり、独立した条例はなかったのを独立した条例を作る時にこういう形にした。この条例に定めていないことは、返納が規定されている条例がすでにあつて、この市長の条例が出来たということに

なると、わざわざ返納の部分を省くという議論はおそらくなかったのではないか、という気がします。文言の問題は多少あるのかなと思います。立法時点での立法者の意思としてはあえて返納規定の適用を省くという議論はしていないようです。そうすると、法律としてその表現で適切であったかという議論は残る可能性はありますが、当時の想定した状態というのは、すでにある条例の中から市長等に関してはルールを変えた、その時にすでにあるものをあえて省いたという議論があり得るのか、というふうな理解は出来るのかなと思います。みなさんはどう思いますでしょうか。

- 寺沢委員 何度もすみません。退職手当の返納は平成9年なのですね。12条の2です。7年でしたでしょうか。
- 土山委員 資料番号③、④と同じ条例が改正のたびに、同じ条例の年度が変わったものが用意されてまして、条例の変遷をたどるために平成7年時点と平成9年時点との両方の条文を付けてご用意いただいている形になっています。対象となる事件の直前の改正が平成9年9月25日時点のものなので、職員の退職手当に関する条例では資料番号④の10ページに網掛けがしているものをベースに検討していけばよいと思います。
- 寺沢委員 資料番号②の直前のものは資料番号①ですよ。資料番号①の時に12条の2というのは存在していたのですね。
- 松葉会長 はい。存在していたわけです。
- 寺沢委員 会長のおっしゃるここでこれを準用する、一般職員の例によるという部分で想定されているのは、この12条の2は想定されていると見ても良いということですね。
- 松葉会長 一般職の例というのは以前からあった変更規定を含んだ市職員の条例にはずっと入っているのです。それを踏まえた段階で市長等の退職手当に関する条例が新しく出来た。その中では市長そのものについてはわずか2条でしか書いていなくて、それ以外は、支給方法についてはという言い方で一般職員の例によるという表現にしてある。つまり、ここに2条書いてある以外は、全部そっちでやってくださいという趣旨に読める。その時に支給方法という表現をしていることによって、返納規定を省いたと、つまりすでにある条例を適用しようとしているわけですから、そこから返納規定を省いたという解釈をすべきかどうか、ということになるだろうと思います。その省いたという対象となるのは12条の3、当初は12条の2だったものですね、その規定を対象から省いたという解釈をすべきなのかどうか、こういう議論になると思います。
- 寺沢委員 普通は立法をする時、特別法を作る時は、これは特別法ではありませんけれども、直近のものを持って来る時はそれ以外のものについてはという書き方をしますよね。その時に、一般の職員の例によるということがあって、その支給方法だけで退職の返納については含まないとするのであれば、12条の2か3については含まないということを明示しますよね。明示していないというのは、支給方法の方法という部分は非常に気にはなるのですが、明示していないのでこれは全て含まれると考えた方がよいのではないのでしょうか。
- 土山委員 すみません。固定していた意見というわけではなくて、そういう見方もできますよね、という話なのですが、むしろ今、会長がおっしゃられたように母体となる、もともとスピナウトしてくる前からあった規定をスピナウトする時に削除しているわけではないので、立法趣旨としてはそれ以外の規定ということで包括的に、母体となる法文

の中にある規定を参照しているのだという解釈については理解できます。ただその時の法システムとしてそういう書き方をしてしまったという部分で、無条件に参照するという解釈の仕方が出来ない部分というのが少し残っていたのかなと思います。逆に言えば、なぜそこで方法と付けてしまったのかは少し気になりますが。ただ、その時に方法と付けてしまったのは、暗黙のうちに市長がそういうことはしないであろうと、思い込みというか予見していなかったのだらうかなと思います。

- 松葉会長 山本委員はどう思いますでしょうか。
- 山本委員 市長のためにこういう市長等のという、市長だけの項目を条例で定めなければいけなかったということ自体、もともと想定するような話でもなかったのではないかな。当然のこととして一般職のものが準用される、わざわざ特定のものまで作らなければならなかったこと自体が、まあ市民感覚からしたら嘆かわしいかなと思います。条例で全てを一言一句までカバーすること自体が、刑罰の一つになるのかも知れないですけども。全てカバーしなければならぬ、論議しなければならぬのかなというのが私としてはなにか納得がいかない。10人のために10通りの条例を作らなければならぬというのは考えられない。当然準用すべきであると思えます。
- 碩委員 文言の解釈の問題もありますが、文言の解釈をする前提として資料番号①、もともとの枚方市職員の退職手当に関する条例が市長に対して適用があったのかどうか、このところが最初に確定されるべきところかなと思います。

これに関して条例を読ませていただきましたが、この条例は職員の退職手当に関して定めるものとなっていて、地方公務員法の3条に規定されている誰に適用するのかという問題の時に、職員という言葉の定義ではないのですが、誰に使うかというのはいわゆる一般職に対して使うというのが慣例的な使い方ですが、それからくると、若干この条例の職員の定義の仕方が少し違うのです。地方公務員法では職員の中に一般職ですので、地方公営企業労働関係法それからいわゆる単純な労務に雇用される場合、これはいわゆる労働組合をつくってもいい人だから公務員の扱いをしないということになっています。これだけははっきり条例では除いているのです。ですから、地方公務員法の一般的な使い方からは少し違うのだけれども、ここできちっと定義をしているので、この2つを除く以外には適用する趣旨であると一応読める。資料番号①4ページ目の7条の4に退職手当の算定の基礎となる所属期間の計算をどうするかという条文があって、そこにただし市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員についてはこの限りではない、という除外規定をおいています。この条文の最初の職員の定義と7条4から読むとこれに関して市長は、枚方市職員の退職手当に関する条例は適用すると読むのが普通であると思えます。

それでその次に、資料番号②で市長の退職手当に関する条例がここで出来てくるわけですが、これが出来る段階でどこを変えているかという、金額を変えているわけです。これでこの後に、今日は条例の制定経緯について資料をいただいておりますが、その説明や質疑を読んでいますと、条例制定の提案理由の説明があるのですが、市長の退職手当の条例が出来るときに前提として、職員の退職手当の条例の適用があるのですが、金額だけ変えたいというふうに提案理由からは読めます。するとやはり退職手当の支給規定に関して、これは支給の金額についての特別条例であろうと思えます。そうすると、その他に関しては、もともと適用があるので格別の条項を入れなくてもよいと考えられる。条例制定の経過からみるとそういうふうに読

まざるを得ない。そうなってきた時にもう一つのポイントとなるのが、中司市長の逮捕後に、返納規定が入った条例が出来上がってくる。これはもともと条例になかったから書いたのか、あるいはその部分をはっきりとさせるために書いたのか、捉え方が2つあると思いますが、市長等の退職手当に関する条例の制定の過程から考えますと、明確にするために作ったということなのかなと思います。そのところはどうかでしょうか。

- 松葉会長 今の部分の説明をお願いしますか。
- 堀川次長 今の点につきましては、見ていただいている資料は条例制定・改正における提案理由説明及び質疑についてだと思います。その7ページに市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例の制定についてという部分があります。そこで理由として述べているのが、これらはいずれも今回の刑事事件を受けまして市長の給与及び退職手当の取り扱いを明確にすることを趣旨として条例制定を行ったものです、と提案趣旨としてはこのようになっております。
- 碩委員 明確にするためというのはどこにかに書いてありますか。
- 堀川次長 7ページの中ほどに。
- 寺沢委員 これは19年ですよ。ではなくて、今おっしゃっていたのは。
- 松葉会長 19年に後でこれを入れたのは、もともとあったものを明確にするための改正か、無かったものを入れたのかどちらでしょうかということです。
- 寺沢委員 なるほど。わかりました。
- 碩委員 一番初めの枚方市職員の退職手当に関する条例から、市長の金額だけ訂正するために市長の退職手当に関する条例が出来たのかなど。立法の制定過程の提案理由をみるとそういうふうに読めます。そういうことになると、もともと適用があるのだから明確にここで退職手当の返納に関しては除外しますよという規定を入れない限り、その他の支給方法に関しては例によると書けば、その他に関しては職員の退職手当に関する条例の適用があるというふうに通常は読むでしょう。

私の話はそこからもう少し進んで、今度は退職手当の返納に関する規定が平成19年の8月に改正されている。この改正の経過から見て、どうでしょうかという話まで飛んでいるのですが、そこから見た場合に退職手当の取り扱い、返納規定について、もともとないから入れたのか、それとも、もともとあるものを明確化するために入れたのか、どちらでしょうねということから、平成7年6月30日の規定の読み方が確定してくるのかなと思います。それで制定の過程でどういうことをおっしゃっていますかというのを事務局の方に聞いてみたということです。

- 松葉会長 今の碩委員の趣旨はもともとの職員退職の規定、書きぶり、そして但し書きの存在等を踏まえると、市長等の特別職を対象としていたと読まざるを得ない。それが平成9年の市長等の退職手当に関する条例を作るときに、先ほどから問題になっている第4条の形に、2条だけが中身のある条文で、結果としては金額の調節・計算方法を変えたというルール改正で、その他の部分としては支給方法という言い方で、第4条に先ほどから言っているような文章が入った。一般職に適用される条文には、すでに返納の規定がそれ以前からあるという状態の中で市長等に関する条例の立法が行われた。しかもそれを平成19年に返納規定を入れる形をとっているのですが、その立法の説明としては、明確にするために入れましたということ議会では答弁している。つまり答弁の趣旨としては、前から適用はあるけれども明確にするため

にということで議会での説明をして、条例が改正された。という流れがあります。

- 碩委員 今、読んでみると提案理由の平成19年9月6日の提案理由の9行目から10行目にそれが書いています。いずれも今回の刑事事件を受けまして、市長の給与及び退職手当の取り扱いを明確にすることを趣旨として条例制定を行ったものでございます、と書いてあります。明確にするためであると。提案理由の中では、明確にすることが出来なかったから、したんだということにはなっております。

- 松葉委員 ということ、こればかりを議論するわけにはいかないのですが、ここからまず入らないことには進みませんので、結論的なご意見をこの問題に対してお願いします。私は先ほど言ったように、いくつかのポイント、つまり以前からの一般職員に対する条例の中の返納規定は市長にも適用されるものとして存在していた、そしてそこから平成9年の市長等に関する条例が、金額を変えるために独立したものとして作られて、その中に先ほどから言っている4条がある。そして19年に返納規定を入れるために改正しているのですが、そのときの立法提案では明確にするものであったということを提案として述べている。そういうことを考えると、やはりこの規定の対象として適切かどうかというのはあるのですが、解釈としてあえて返納規定を省く議論はどこにも見当たらないし、当然それが適用あるものとして解釈することが出来るのではないか、と私は思っています。

方向としてはそれでよろしいですか。特にご異議がなければ、この条例の返納規定まで含めて適用があるというふうに解釈できるであろうと考えていきたいと思えます。

- 一同 異議なし

- 土山委員 細かいことなのですが、確認させていただいてもよろしいでしょうか。条文の解釈については、委員長や皆様がおっしゃる形で納得しているところでありますが、1点確認として、平成19年9月6日の議会でのやり取りを拝見していると、平成19年にできた現行の条例については、今回の刑事事件を受けてそれに適用するために平成19年の改正を行っているというのが提案趣旨のところから読めるのですが、今委員会の議論としてはこの平成19年のものを適用するのではなくて、事件が起こったときのものを適用するというスタンスで進んでいるということではよろしいでしょうか。

- 松葉会長 一番最初に申し上げましたように、これから議論する事実関係の起こった時期において有効であった条例が適用される、という前提で進めています。平成19年のものを遡及的に適用できるという議論をする必要はないのではないかと、私は皆さんにきちっと諮らずに進めてしまったのですが、事件後に作ったルールが新しく出来たルールであってそれを遡って適用するという議論はおかしいであろうと、私は冒頭に申し上げたと思うのですが、そういうことは有り得ないと思っていますので、平成9年から19年にかけてその間に適用される条例が先ほどから議論していただいた職員条例から市長が独立した条例のときに問題が発生しているという理解、その解釈と適用の議論を先ほどからさせていただいている。ですから19年のはそのときの条例の解釈の一助として、先ほど碩委員からそのときの立法趣旨はどうだったのかというのがあったのだと理解しております。あくまで対象となっているのは平成11年や17年ごろに有効であった条例の適用ということで考えています。そういうことで進めたいと思えます。

- 土山委員 すみません。失礼いたしました。

- 松葉会長 それでは次に2つ目の論点にいきたいと思えます。当事者側の趣旨としては、判決

自体が事実誤認がある、犯罪行為がないということを主張しておられる。判決は皆さんにお読みいただいていると思います。ああいう事実認定を地裁、高裁がそれぞれしている、という前提でこの問題は先ほどの条例の適用があるとした場合に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、当該在職期間について支給したその者に対する退職手当、とこういう表現になっています。つまり在職期間中の行為にということ限定が入っています。事実の有無と在職期間中になされたというその2点を判断するということになります。これについてのご意見をいただけますか。

- 寺沢委員 ここは裁判所ではないので事実認定を今争われても、その意味が良くわからないのですが。
- 松葉会長 私の意見ばかり言うのはだめなのですが、今寺沢委員がおっしゃったように、刑事事件の膨大な証拠調べ、刑事記録などを調査をした結果として裁判所が判断をしている。もちろんご本人には不満が多々あるのだろうとこの申し立ての趣旨から思われるのですが、事実認定そのものを刑事裁判が確定している現在、当審査会で事実のどこがどうだという議論を、判決文を読んだ以上のことを何かするということは、当審査会としてはとても不可能であろうと思っています。やはり裁判所の確定した判決内容を前提に、そういう事実は認定された事実としてあるものということで、その適用を考えていかざるを得ない。事実そのものの当否をここでは審査できないと、私は思っています。いかがでしょうか。
- 碩委員 返納の用件が、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた、とありますので、禁固以上の刑に処せられたということでこの要件を満たすかどうか、その部分しかこの審査会では審査できないでしょう。
- 松葉会長 そういうことで刑事判決が確定している状態の中で、事実関係そのものについては当審査会としてはそれを前提に判断していかざるを得ない、ということでもよろしいでしょうか。
- 碩委員 ただし在職期間中の行為というのがどの行為が問題になるであろうか、という意味では、禁固以上に処せられたという判決がある以上は前提になってきますが、いわゆるホテルメトロで会合があつて、その時に前市長が発言をして、それがいわゆる談合でいう「天の声」になり、それでもって大林が談合、受注調整のための、談合の世界では優位になりますが、そういう発言をしたメトロ会談が行為にかかるということで、重視するべきかどうかという点は考えなければいけない。しかし、刑事事件の判決はそのメトロ会談だけではなくて、それ以降ずっといわゆる■■■■と刑事であった■■■■が接触するなかで、■■■■と■■■■とのいろいろなやり取りがあつて、全体としてホテルメトロでの行為が、そういうことを知っていながらこれが「天の声」になった、それが問題なのだという捉え方をしている。たしかに談合をやめるということや、談合をさせないでくれということ前提としていろいろな行為が起こった、結果的に談合をやめさせるために談合をしてしまった、こういう認定になっていまして、そういう意味でホテルメトロから捉えるべきかどうか、というのはこの審査会でも判定の対象となると思います。
- 松葉会長 そうですね。刑事判決で認定している事実は事実とした上で、当該条例における行為としてどういう形で捉えるか、というのが今の問題提起ですね。
- 寺沢委員 それは次の論点にも関係があるということですか。ちょっとわからないのですが、行為というのをホテルメトロ以降の行為ということで、ホテルメトロが一つのキーワードです

が、その後ずっと談合を追認というか黙認するような行為をしていたというのが認定されていますよね。

- 碩委員 ですから何期分に関して返納を求めるのかという話になってきます。それに関しては何の行為が問題なのか、禁固以上の刑に処せられた対象となってくる行為がいつの行為なのかという認定がいるわけです。
- 松葉会長 前提として市の方が問題にしているのが、市長の在職期間のうち2期目と3期目の2期分に対応する退職手当の返納を求めるかどうかという点です。
- 寺沢委員 メトロ会談は2期目ですか。
- 松葉会長 2期目に当たります。それで落札、入札手続きが完了した瞬間、これが一連の行為の完了時期であると捉えると、それが3期目にあたります。17年です。そういうことになると当然2期目も3期目も対象となります。この条例の規定の対象になるでしょうという議論です。先ほど碩委員がおっしゃったのは、ここではその部分を審査会として、当然のこととせずきちっと議論をする必要があるのではないかと、というご指摘です。
- 寺沢委員 わかりました。
- 松葉会長 確かに悩ましいですよ。しょっちゅう会合を開いてああいう指示をしたとか、非常に行為の特定が続いているようであれば議論がしやすいのですが。
- 碩委員 通常の談合とは異質な事件であるし、もともとの発端が、特定の議員が自分が関係している会社に談合をしてとらせようとしている、けしからん、排除しなければならん、というところから刑事の■■■■を■■■■が紹介した。それでその人が談合をやめさせるにはどうしたら良いのかというようなことを、そして大林組が出てきて、大林組にどのへんまで頼んだのか、刑事事件の犯罪の認定としては、ホテルメトロで会議をしたところから大林組の談合行為を助長させていくことになった、というふうに認定しているわけです。この件に関しては市長が談合をしたのにも関わらず、通常執行猶予は付かないのですが、執行猶予を付けてあるというのは、裁判所においてもコミットの仕方、あるいはお金を全然貰っていないという事実、この程度のことをすることを犯罪にして良いのかどうか、裁判所としても相当に悩んだであろうなという気がしますね。
- 寺沢委員 通常は執行猶予は付かないのですか。刑事事件はよくわからないのですが。
- 碩委員 通常、市長が談合事件に絡んだ場合は。
- 松葉委員 談合の場合は、まさに、役所側の中心でしょう。普通、談合事件というのは複数が関係してきますね。業者の社長とかその担当部長とか。何人かがグループになって当然起こるわけで。その中で起訴されるパターンでは一番責任を問われる立場ではある。
- 寺沢委員 ということはやはり裁判所は悩んでいるのですね。
- 碩委員 前市長が、「天の声」とはどれだけの意味を持っているのだというふうに理解していたのかとか、いろいろな問題が波及して出てくるのですが、そういう部分が刑事事件では争われていると思うのですが、この審査会でやる場合には刑事事件の判決を前提として考察する以外にはないのであろうな、と思います。判決自体はホテルメトロの会談における「天の声」が非常に重要な行為としてあります。これが最終的に大林組の談合と落札につながった。大林組自体は犯罪を認めて損害賠償を払っている。そういうところから審査会としては、判決の認める事実関係から、判決として何を犯罪行為としてみたのかとなります。
- 寺沢委員 そこが少しわからないのですが。私がこれを読んだ限りにおいては、刑事事件とい

うのは、ホテルメトロはわかるのですが、そこから後を止めなかったとかそういうことが認定されている。それ全体をもって違法として刑事罰を与えるわけになるのか、この1点の行為を持ってということなのか、刑事事件の場合はどちらになるのでしょうか。

- 松葉会長 談合が完了したわけですよね。その話が途中でうまくいかなかったら、具体的な市との関係では問題は起こらないわけです。入札が失敗してしまえば。
- 碩委員 刑法の共謀共同正犯論。いったん刑事事件で共謀関係に入ればそれから離脱するためには何をしなければいけないのか。どういうときに離脱が認められるのかといたら、積極的な行為をしなければいけないという基本的な考え方があります。それをしない限りはどこかで犯罪を共謀した限りはずっと共同正犯関係は続いていきます、という理論が刑事事件の認定背景にあると思います。
- 寺沢委員 ということは、2期3期ずっと続いていると。
- 松葉会長 その談合手続きが終わるまでですね。
- 碩委員 判決の認定はホテルメトロで平成11年の12月末ころに会議をしまして、最終的に刑事事件で談合によって落札したので入札の公正さが害された、という要件に当てはまる、一番初めの共謀関係が発生してからですよというのが刑事事件の根底にあります。

■はお金を貰っている。刑事の■もお金を貰っている。市長は貰っていないし関与の仕方が非常に薄い。助役の■が関係がもっと薄いということで無罪になっている。市長はいわゆる首長さんでありながら執行猶予が付いている。非常に異例な扱いです。だからそれはこの後の議論とも絡んでくると思います。退職金を全部返せというとせっかく執行猶予になったのに、なにか罰金を取っているようになるのではないかという感じになる。またそれはそれとして、その後の問題があるのですが、原因となる事実の存否については判決の認定したとおりに、格別に違う事実があるということでない限りは、判決の事実認定に最終的な処罰がどうなったかだけではなしに、認定した事実の上に立って判断せざるを得ないのだろうなと思います。

- 松葉会長 この2つ目の論点は、客観的なものとしては判決書以上のものはこちらとしてはない。これを今言った職務期間中の行為ということで返納を命ずる部分というのが制約を受けているわけです。それ以前の1期目は関係がないというのは当然出てきます。2期目3期目が今は具体的に問題となっているわけで、その期間の行為を単純に今この判決書の中身を見ると、メトロ会談から落札まで、入札が終わるまでということと言うと両方にまたがってしまう、というのは事実としてはある。そう見るべきかどうかというのは、ご指摘のとおりあるのかなと思います。非常に難しいですね。裁判所がそういう前提で談合罪を認定している、そういう枠組みを行為としてそこはありなしの議論が出来るのかというのは少し悩ましいところであり、ます。行為という意味ですが、刑事上言われている罪となるべき裁判所が法的評価を加えた事実を、この条例の適用に当たってどう違えられるのかどうか。これは少し難しいと思います。今日全部結論を出す必要はないのですが、この議論と碩委員もおっしゃったように、3つ目の論点、条文の解釈ということにも多少関わるのですが、今の事実認定の評価であるとかそういうことにも関係はする。結論はどうなるか全くわかりませんが、コンテンツとしてはかなりデリケートな話をする可能性がある。
- 碩委員 3番目の返納の適否についてということに関しては、行政庁サイドでは返納の裁量を認めているわけではないということ、全額しかないという主張が両方ありますが、権能を付与

する規定と解されるという解釈がどこから出てくるのかというのが、もう少し資料をいただきたいなと思います。

- 松葉会長 どうでしょうか。今日全部というのは物理的な時間として足りないと思うので、どこまでの議論をするのかということとともに、次回ぐらいには大枠の結論というか、少し中身から離れて進行に関するご相談なのですが。もちろん進んで新しい論点が出てくれば別ですが、私のイメージしているものとしては今日と次回ぐらいで3つの論点の一応の結論をと思っています。それを踏まえていわば文書化を、事務局でまず基本的なたたき台を、ここでの結論をしてもらって、委員の皆さんの中で事前に持ちまわりで見、その次の期日では最終的なものができればなあと思っています。急ぐ訳ではないのですが、うまくいけば後に二回ぐらいで成案に至ると思っています。いまの碩委員がおっしゃった3つ目の論点に係る、全額できる規定の「全額」という文言があるということと、「ねばならない」という規定ではないということとをどう見るのかという議論。市の方はシンプルに、論点のまとめにも書いてあるような、全額を当然にという前提での主張をしている。そのとおりでいいのかどうか、という議論が当然しなければいけないわけです。その議論とともに、仮にそうではないとしたら、ではどうするのかという議論をしなければならない。今日は第2の論点くらいまでは目途をつけて最後はそこだけをやったというイメージで考えているのですが、2の論点もそういう意味では3の論点と関わるのですかね。
- 碩委員 2の論点は結論は刑事判決を前提にして、行為の時期、禁固以上の刑に処せられたというのは判決自体で決まっていますので、行為の時期も刑事事件が前提になるであろうと私は思うのですが。そこまでは今日に結論を出しておけばいかがでしょうか。
- 松葉会長 ではそうすると、確認をしますけれども、第2の論点のところですが、事実そのものについては確定した判決での事実認定を基にせざるを得ない、というところを確認をさせていただく。それと条例の書きぶりととの関係では職務期間中の行為ということが要件に入っていますが、職務期間中という意味ではもし2期だけでの行為という判断をすれば3期目は関係ない、という議論が出てくるわけですが。あるいは3期目だけが関係する行為であるとすれば、2期目は関係ないという議論もありえる。しかし判決文からすると11年のメトロ会議から落札までの一連の行為という形で裁判所の判断が出ている。ということにはなっています。そういうことを前提にすると、とりあえず第2の論点はそういう対象に一応なるということでこちらとしては考えています。どうでしょうか。次回、議論を再度行うとうことは審査会としては結論が出るまでは可能ですので、一応こういう結論を出したいと思いますがよろしいでしょうか。
- 一同 異議なし
- 松葉会長 では一応2点目はそういう形で結論を出したいと思います。3つ目の論点ですが先ほどから出ていますような全額返納の「できる」という表現の解釈に関わる部分、それから当事者の方からでている比例原則というのは、どういう法律上の根拠を持つかは少しわかりませんが、全額ではないという判断でやるべきだという理論、こういう経緯でその事件の状況であるとかその他、諸々の情報を勘案して対応することが条例上可能なのかどうかという判断と、それから仮にここで可能だという判断になったとしたら、当然その次のステップの具体的結論のところをまとめなくてははいけない。この2点が第3の論点の中にはあるわけです。条例の解釈上、行政庁のおっしゃっているような意味で全額返納が当然であり、他の余地が無いという

ことにこの審査会の結論がなるとすれば、それはその結論になりますが。そういうふうな議論を次回にはしたいと思っていて、その前提として、条文解釈をこういうふうに行政庁がしたという根拠となる資料を、当然一応の根拠を持ってやられていると思いますので、この書きぶりがいわゆる裁量行為を認めて、裁量権を与えたという解釈をする余地も理論的にはありえるし、権限そのものを付与したというような見方で裁量の問題ではないのだという読み方をしている例もあるようです。ですからその辺についてまず議論が必要かなと思います。その問題と、全額という書きぶりも気になることです。次回その辺の資料、おそらく参考条文に対する解釈をした行政庁の資料があると思いますので、委員の皆さんに事前にお渡しいただく必要があると思います。

- 碩委員 裁量の幅をみる場合に、単に権能を付与しただけであるので裁量は認められない、だから行政庁はこういうことをすべきであるという、裁量の幅を狭めつつ、市民がある行為をやって欲しいと求めてきた場合にこんなことをしなくとも良いのだといった時に、そんな裁量の幅は無いのだという議論がでてくる、ここで判断するときそれと同じような議論になるのかなと、懲戒免職とパラレルの形ででてくる退職金返納だからそういう一般的な行政裁量の議論からみて権能を付与したという理論が使えるのかどうか少し疑問だなと思って、私ももう少し勉強させていただければと思います。
- 松葉会長 実はつい最近ですが私も似たような議論のところで資料の検討をお願いした経緯がありますので。次回までにもう少し碩委員のことも含めて考え方の検討をお願いしたいと思います。
- 菊地課長 わかりました。
- 松葉会長 次回の議論はかなり皆さんの生の意見を戦わせる可能性があると思います。次回の冒頭で議論させていただきますが、前回、山本委員は当事者がいるところで話しにくいこともあるのではないかとおっしゃっていましたが、そういうことも踏まえて次回は全部公開するかどうか、議論の内容との関係でその部分だけ非公開、もちろん議事録などはいずれは公開することとなりますが、議論自体は公開するかどうか次回に事務局から送られた資料を踏まえてご検討いただいて、冒頭に少し確認させていただけたらと思います。そういう方向でよろしいでしょうか。今日の審議としては以上で、3つの論点のうち2つについては一応の結論を出させていただいた、ということになります。次回の冒頭に非公開かどうかという確認をさせていただきます。それでいいでしょうか。今決めてしまうことも可能なのですが、傍聴人の方に来ていただいて、いや今日はだめです、というのも気の毒なので。全てが非公開ではないとは思いますが、ある部分だけは非公開ということもあり得るとは思いますが。次回の冒頭に決めるということでもいいでしょうか。

それから最後に確認なのですが、当事者から意見陳述であるとか、書面の議論を前回の冒頭に少ししましたが、聴聞という手続きは審査会以前にしているのですが、今までに2件プラス今日お配りさせていただいたものが出ております。この審査会の規定上はこちらが必要と認めた場合は書面等を求めるというルールなので、当事者が言っていることを何でも聞きますよということではない。特に今回のものは実は、私と碩委員だけは直前ではありますが直接FAXで事務所に入っていたということがありまして、審査会というのはあくまで機関・組織としてのここでの議論で全て決める、しかも意見を求めるかどうかもここで決めなくてはいけない、ということなので、一部の委員にだけ直接というのは困るんですね。今後、もしそういうの

があったとしたら事務局止まりということで、必要があれば、今までの論点でほぼ尽きているかと思っておりますので、原則としては事務局止まり、委員に直にというのは結果としては無視する形をとらざるを得ないのかなと思います。そういう方向でどうかと思いますが、当事者からさらに今まで出ている以上に書面等を求めるかどうかということも確認しておきたいと思えます。

- 寺沢委員 全く違うものがあるのならばそれは考慮の余地があるのですが、同じような議論をされて、それを個人の委員にということであれば、ちょっと問題があると思えます。
- 松葉会長 審査会として懸念しますのは、基本的には出来るだけ公開にしたいと思って、皆さんのご意見をお聞きして、傍聴を認める形で進めています。議論を聞いてそのたびに少しずつ違う意見を次々に、となると極端に言うときりのない話になります。大きな論点とすれば、いままで出ている3つ。当事者の方から聴聞の機会や今までの書面で、その3点に集約できると判断して結論を順次考えている、というやり方をとっていますので、それ以外の議論をこの審査会としてあえて聞く必要がないのであれば特に求めない。もしどうしてもというのであれば代理人のほうから事務局に対して何か言ってもらおう。しかし、それをここで取り上げるかは別の問題ということで進めていかないと、出る書面ごとに検討を要するようでは審査会の結論が出ないことになるので、どういう扱いにさせていただきますでしょうか。

最終の書面を出す機会を事務局を通じてご連絡をして、ということは良いと思うのですが、それ以上はどこかではじめをつけないと、それをやるかどうか。ほぼ今回のお配りしている資料でも論点としては3つの論点に収れんされる話であって、新しい論点ではない。それによろしいでしょうか。

- 碩委員 もう一度だけお出しになるのであれば事務局にお出しになっていただいて、一部の委員にだけFAXが届くのは委員会として問題であると思えます。
- 松葉会長 次回が9月26日ですので、あまり時間がありませんので、20日ごろでしょうか。事務局を通じて当事者の代理人の方に、特に意見があるのであれば20日までに事務局宛に書面を出していただく。それを最終の機会とさせていただきます。審査会としてはそれを最終のものとして受け止めて最後の結論に向かうと、こういう審議の進め方をしますがよろしいでしょうか。
- 一同 異議なし
- 松葉会長 事務局はすみませんがその点はそういうことでお願いします。20日限りということでご連絡いただいて事務局宛の書面で提出ということをお願いしたいと思えます。
- 菊地課長 わかりました。
- 松葉会長 それでは次回は9月26日の午後6時ということでよろしいですか。特に変更する必要はございませんか。
- 寺沢委員 すみません。全額返納についてですが、その資料は先に送っていただけるのでしょうか。
- 松葉会長 「できる」と「全額」の2点ですね。要するに書きぶりをどう解釈するか、ということに関しての行政庁側の意見の根拠になった資料であるとか、他の解釈があるのであればそれも含めて提供を早めをお願いします。他に何かありますでしょうか。

それでは以上をもちまして第2回の枚方市退職手当審査会を終了させていただきます。次回は9月26日の18時ということでよろしくをお願いします。ありがとうございました。